

妙高市電子入札運用基準

(目的)

第 1 条 本基準は、妙高市が運用する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う建設工事、建設工事関連委託及び物品等（以下「電子入札対象案件」という。）の入札手続きを円滑に実施するために必要な事項を定める。

(電子入札対象案件における入札手続き等の原則)

第 2 条 電子入札対象案件については、電子入札システムを利用して入札手続きを行うものとし、原則として書面の提出による入札手続き（以下「紙入札」という。）は認めない。

2 電子入札対象案件に関する各種通知等は、入札参加者又は落札者に対し、原則として電子入札システムを利用して行う。電子入札システムは公開鍵暗号方式のしくみで運用されるシステムであり、入札参加者は、決められた手順により予め公開鍵、秘密鍵の対を生成し、公開鍵を妙高市へ登録しなければならない。また、秘密鍵については、入札参加者が善良なる管理者の注意義務を以って管理保管しなければならない。

3 電子入札対象案件の入札公告及び入札結果については、電子入札システムを利用して入札参加者に通知するとともに、従来どおりの紙による掲示や妙高市ホームページへの掲載等によるものとする。

4 電子入札システムを利用して入札手続きを行う者は、本社又は契約締結の権限を委任されている営業所の代表者若しくは当該人の代表者より委任を受けた者とする。

(共同企業体の取扱い)

第 3 条 特定共同企業体が電子入札システムを利用して入札手続きを行う場合は、特定共同企業体の代表構成員が入札手続きを行う。

(設計図書等の確認方法)

第 4 条 電子入札対象案件の設計図書、仕様書及び参考資料の確認方法は案件ごとに定め、公告又は入札通知書において示す。

(従来 of 要綱等との関係)

第 5 条 電子入札対象案件に関し、本基準に定めのない事項については、原則として紙入札における従来 of 要綱、要領、通知等（以下、「従来 of 要綱等」という。）による。

2 電子入札対象案件に関し、従来 of 要綱等の定めが本基準に抵触する場合は、本基準を優先する。

(紙入札を認める場合)

第 6 条 第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、入札参加者は「紙入札参加申出書」（別記第 1 号様式）を持参若しくは郵送若しくはこれに準ずる方法（以下「郵送等」という。）又はファクシミリにより発注者に提出し、入札手続きの当初又は途中から紙入札を行うことができる。

(1) 入札参加者の電子入札システムを利用するための機器類の不具合により手続きを進められない場合

(2) その他財務課長が、紙入札を行うことがやむを得ないと認めた場合

2 電子入札システムを利用して入札手続きを進めている途中で前項の規定により紙入札を行うこととなった場合、入札参加者は当該案件における以後の手続きについて、電子入札システムを利用して行ってはならない。

(ウイルス感染の確認)

第 7 条 入札参加者は、電子入札システムを利用するための機器類がコンピュータウイルス等不正プログラムの影響を受けないよう、不正プログラム対策ソフトを導入する等の対策を講じなければならない。

2 入札参加者は事前に電子ファイルが不正プログラムに感染していないか確認し、不正プログラムに感染した電子ファイルを添付してはならない。

3 入札参加者から提出された電子ファイルへの不正プログラム感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、不正プログラムに感染している旨を当該入札参加者に電話またはファクシミリ等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

4 電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全な不正プログラムの駆除が行われると判断される場合に限り認めるものとする。

(入札)

第 8 条 入札参加者は、案件ごとに定める入札期間内に電子入札システムのサーバに到達するように有効な入札書の提出を行わなければならない。当該期間内に有効な入札書が到達しない場合は、無効として取り扱う。この場合における有効な入札書とは、事前に入札参加者が申請し、妙高市が受理した公開鍵と対になる秘密鍵で暗号及び電子署名を施した入札書であって、妙高市の管理する当該公開鍵で正常に復号及び検証できるものをいう。

2 提出した入札書、辞退届等の変更又は取り消し等は認めない。

(紙入札の場合の取り扱い)

第 9 条 第 6 条の規定により紙入札を行う場合、電子入札システムにより発注者が設定した入札期間内に入札書が入札執行職員のもとに到達するよう、持参又は書留郵便若しくはこれに準ずると市長が認める方法（以下、「書留郵便等」という。）により提出するものとする。

2 入札書は封書にし、封書の表に次の各号の項目を記載しなければならない。

(1) 件名（工事、委託、物品等番号がある場合はその番号も含む。）

(2) 入札参加者の商号又は名称

(3) 「入札書在中」との朱書き

(4) 開札日時

3 再入札となった場合、紙入札による提出は持参のみとする。

4 入札執行職員は、入札書を開札日時まで厳重に保管するものとし、開札時に電子入札システムへの入札額等の入力を行う。

(開札)

第 10 条 開札は、事前に設定した開札予定日時後、入札事務に関係のない職員の立会いのうえ速やかに行う。

2 開札により落札者が決定したときは、落札者に対して電子入札システムにより落札者決定通知を行う。

3 入札執行職員は、入札の結果について入札事務に関係のない職員の確認を受けて入札調書を作成する。

(開札が著しく遅延した場合の連絡)

第 11 条 開札予定時間から実際の開札が著しく遅延する場合は、入札参加者に対して電子入札システム等により開札状況等の情報を提供する。

(くじ引き)

第12条 電子入札対象案件において、落札者となるべき入札参加者が2以上となった場合、日時を定め、従来のくじ引きを行い、落札者を決定する。

(入札参加者側の障害により受付日時等を変更する場合)

第13条 天災等の障害により入札参加者から電子入札を行うことができない旨の申告があった場合、財務課長は必要に応じて障害の内容及び復旧の可否等について調査確認を行うものとする。

2 前項の調査の結果、障害からの復旧を待っていたのでは案件ごとに定める日時どおりに入札等を行うことができないと判断され、かつ、次の各号に該当する障害によって、原則として複数の入札参加者が入札に参加できない場合には、日時を変更することができる。

(1) 地震、大雨等の天災

(2) 広域的、地域的停電

(3) インターネットサービスプロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

(4) その他、入札開始日時及び入札締切日時並びに開札日時(以下「受付日時等」という。)を変更することが適当であると財務課長が認めた場合

3 変更後の受付日時等を直ちに決定することができない場合においては、財務課長は便宜上、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する。受信できる環境にない入札参加者に対しては電話又はファクシミリの方法により連絡する。

(発注者側の障害により受付日時等を変更する場合)

第14条 発注者側に障害が発生した場合で、障害復旧の見込みがある場合は、受付日時等を変更し、障害復旧の見込みがない場合は、電子入札システムを利用せずに従来の入札手続きを行うものとする。ただし、復旧の見込みがあるが、受付日時等を直ちに變更できない場合は、電話等により入札参加者に連絡する。

(契約手続き)

第15条 落札者は、落札者決定通知を確認した後、原則として財務課において契約書等を受領する。

(その他)

第16条 本基準に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年2月1日から施行する。